

令和 5 年度長野県違反建築物防止週間実施要綱

1 目 的

長野県違反建築物防止週間（以下「週間」という。）は、建築基準法の目的及び内容について周知徹底を図るとともに、違反建築物の発生を防止するための監視活動や行政上の所要の措置を通じて、良好な市街地環境の形成や建築物の安全性の向上に資することを目的とする。

2 期 間

令和 5 年 6 月 19 日（月）から令和 5 年 6 月 25 日（日）まで

3 実施主体

長野県（各建設事務所）及び特定行政庁（長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市）

4 重点事項

- (1) 建築工事現場の点検により違反建築物の早期発見に努め、所要の措置を講ずる。
- (2) 本期間を中心に工事又は特定工程が完了する予定となっている物件について、受検の徹底を図る。
- (3) 建築基準法第 5 条の 6 の規定に基づく工事監理者の選定及び適正な工事監理の徹底を図る。
- (4) 建築基準法第 89 条の規定による表示の徹底及び補強コンクリートブロック造等の塀にかかる点検を行う。

5 巡視の実施

期間中、建築活動が活発な地域を中心に計画的にパトロールを実施するものとする。なお、県管轄区域は「長野県建築指導支援業務委託」による建築指導員と連携して実施（岡谷市及び諏訪市にあつては諏訪建設事務所と、飯田市にあつては飯田建設事務所と、塩尻市にあつては松本建設事務所と連携して実施）。

6 実施結果の報告

実施計画については、様式 1により 6 月 8 日（木）15 時までに、実施結果については、様式 2 及び 3により、7 月 5 日（水）までに電子メール（kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp）により県建築住宅課指導審査係あて報告する（岡谷市及び諏訪市にあつては諏訪建設事務所が、飯田市にあつては飯田建設事務所が、塩尻市にあつては松本建設事務所が取りまとめて報告）。